兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針 (令和2年3月)の施策に関する評価

令和2年3月策定の兵庫県ホームレスの自立の支援に関する実施方針において、「見直しに当たっては、期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施方針に定めた施策の評価を行い、評価結果については、公表するとともに、実施方針の改訂の参考にする。」としているため、同方針の施策に関する評価を行ったもの。

令和7年3月 兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会

ホームレス対策の推進方策各課題に対する取組方針

(1) 生活に関する相談及び指導

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、実態把握に基づくホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

また、市町は、県、関係団体及び民間支援団体と連携して、医療・福祉・住居・就労・法律等の各分野にわたる総合相談事業を行うことが効果的である。

なお、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対しても、相談窓口の周知を図るとともに、相談 事業の対象者として、その防止を図る必要がある。

ア 相談等の実施による実態の把握

市町は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員・ 児童委員、社会福祉法人、居住支援法人、地域住民等との連携・協力による積極的な相談等を、炊き出し 等ホームレスが集まるような機会を捉えて実施し、個々のニーズを把握する等ホームレスの実態把握に努 める。

相談等における個々の具体的な相談事例や民間団体が受けた相談については、専門的な対応を図るため、福祉事務所、困窮者支援法による、就労その他の自立に関する相談支援などを行う自立相談支援事業を実施する機関(以下、「自立相談支援機関」という。)や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる体制を構築する等、ホームレスが相談しやすい手法を講じる必要がある。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

路上、公園、河川敷、駅舎等で生活しているホームレスの実情を把握し、ホームレス対策の基礎資料とするため目視調査を実施した。(平成16年~18年までは県独自で実施。平成19年1月からは国からの委託調査)

R2. 1	R3. 1	R4. 1	R 5 . 1	R6. 1
94 人	100 人	75 人	52 人	51 人

神戸市では更生援護相談所を住居のない要保護者の相談窓口とし、必要に応じて専門機関につなげる体制をとっている。また、ホームレス巡回相談により関係機関との連携を図りつつ、個々のニーズに応じた相談・援助を行っている。(平日、原則として週4日日中)

事業概要及び実績

巡回相談月平均面談者数(件/月)

平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
125 人	134 人	134 人	129 人	159 人

更生センターでは昼間及び夜間に巡回を行っている。(令和4年度44回実施、延べ119件面談し、その結果、更生センターに2人来所。令和5年度44回実施、延べ78件面談し、更生センターに来所はなし。)

12月には年末年始対策としてホームレスが多くいる場所を重点的に巡回し、年末年始の更生援護相談所における支援サービスについて、案内している。

また、神戸市建設局や港湾局はホームレス対応を主な業務とする嘱託職員を配置 し、所管区域内の日常的な生活実態や個々のニーズの把握に努めている。 尼崎市では、平成20年度より、年に1回巡回相談を行っている。

西宮市では、平成18年度より、秋に健康・生活・就労相談会及び巡回相談を実施し 事業概要及び実績た。また全国概数調査に合わせて巡回相談を行っている。

> 高砂市では、平成21年度より、毎年、ホームレス実態調査として、関係機関から情 報提供があった際に路上生活者を確認調査し、いた場合生活状況の把握と生活相談 を行い、路上生活からの脱却等の意思確認と自立援助を行っている。

イ 総合的な相談・指導体制の確立

福祉事務所を中心として、自立相談支援機関、保健センター、施設管理者等関係機関、救護施設等関係 施設で構成する協議会、連絡会議等を設置し、総合的な相談指導体制を確立する。

相談を受けた機関は、生活相談を受けるだけでなく、相談結果に即して専門的な知識が必要な場合は、 適切な相談機関の紹介等、具体的な指導を行うとともに、当該関係機関に対し連絡を行う。

このため、専門的な知識を有する弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民間支援団体等の協力が必 要なことから、これらの団体に対して、協議会等への参画を求めるなど、具体的な連携を図る。

また、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図 る。

> 県においては、関係機関、関係団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡 協議会」を設置・開催し、ホームレスの自立支援策を検討した。(地域福祉課)

兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会開催状況

令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 2 回 1回書面開催書面開催書面開催

各市においても連絡会議等を設置している。

神戸市:ホームレス対策連絡会議(年1回)、尼崎市:ホームレス支援庁内連絡会議 (随時)、 西宮市:西宮市ホームレス自立支援対策連絡会議(年1回)、姫路市:姫路 市ホームレス自立支援連絡協議会(年1回)

ホームレスの多種多様なニーズを的確にとらえるためには、総合的な相談体制を確 事業概要及び実績 立する必要がある。このため、福祉の第一線機関である福祉事務所が中心となり相談 に応じ、保健所や公共職業安定所等の関係機関との連携を図り、ホームレスに対する 自立を支援している。(地域福祉課)

相談延べ人数(人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
828	1,122	921	1,054	1,018

生活保護担当者への研修等においてホームレス等の生活保護の適用等の説明を適 宜、実施している。(地域福祉課)

神戸地方法務局、人権擁護委員や(公財)兵庫県人権啓発協会による相談窓口を活 用し、日常生活の中で生じる人権問題に関する様々な相談に対応した。(県民生活部 総務課人権推進室)

ウ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対する支援

市町は、失業状態や不安定な就労関係にある者や不安定な居住環境にある者に対して、福祉事務所、自立相談支援機関、住宅関係部局、電気、ガス、水道等の事業者や民生委員、在宅福祉サービス事業者との連絡・連携体制を強化し、地域の生活困窮者の把握に努め、生活相談、職業相談、法律相談等の紹介を行うとともに、必要な場合には、各種貸付制度の活用や生活保護の適用等の措置を講じることにより、ホームレスとなることを防止する。

また、刑事施設出所者等について、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、公共職業安定所、福祉事務所及び自立相談支援機関及び民間団体が連携を図り就労支援を行っていくとともに、社会復帰後に貯蓄や住居といった生活基盤が確立していない者に対し、必要に応じて生活保護の適用等の措置を講じることにより生活基盤の確立を支援する。

生活保護制度をはじめ、関係諸制度やサービスをホームレス及びホームレスとなるおそれがある者に対し来所・巡回相談により周知した。(随時)

生活困窮者に対して、必要な情報の提供及び助言を行う自立相談支援事業や住居の確保を支援する住居確保給付金の支給、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労準備支援事業や就労訓練事業、一時的な宿泊場所を提供する一時生活支援事業を実施した。(地域福祉課)

相談者数等

事業概要及び実績

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規村	目談件数	9078件	40923件	25675 件	14379件	10614件
住居確	保給付金	223件	996件	2409件	924件	434件
就労準値	備支援事業	210件	134件	169件	200件	234件
一時生活	舌支援事業	260件	264件	191件	160件	139件

罪を犯した障害者や高齢者で、矯正施設から退所した後や起訴猶予処分等を受け 釈放された後に、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察 所や検察庁、弁護士等と協働して、退所後又は釈放後ただちに福祉サービス等を利 用できるようにするための支援を、地域生活定着支援センターにおいて実施した。(障 害福祉課)

支援者数

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
矯正施設退	退所者支援	100 人	119 人	134 人	145 人	157 人	
被疑者·被	告人支援	90 人	82 人	45 人	58 人	60 人	
XR3	※R3以降、支援者数のカウント方法見直しのため、単純比較はできない						

ホームレス実態調査(令和6年1月)によれば、県下において10人以上のホームレス が認められた市町は神戸市(24人)、尼崎市(11人)であり、県全体(51人)の69%を占 める。

県においては庁内関係課、ホームレスの多い市、関係機関、関係団体からなる「兵 庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を設置・開催し、ホームレスの多い市にお いても連絡会議等を設置し、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確 立が図られている。

方、ホームレスの少ない市町においても、その実情に応じた施策の推進が必要で あり、ホームレスの数が少ない段階で、相談体制の整備等きめ細かな施策を実施する ことにより問題の早期解決を図る必要がある。

評価・今後の方向性

ホームレス数自体は減少傾向にあるものの、今後の経済情勢や雇用情勢によって は、ホームレスまたはホームレスとなるおそれのある者の増加が予想されるため、引き 続きハローワークやホームレス支援を行う各部局が連携して対応にあたってくことが必 要である。

さらに、福祉サービスを必要とする刑事施設出所者等に対する支援も課題となってい

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法は、ホームレスもその対象とな るため、同法による自立相談支援事業や一時生活支援事業等の利用を促していく。

(2) 保健及び医療の確保

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、ホームレス個々のニーズに応じた健康相談や、保健 指導等による健康対策、結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善してい く必要がある。

このため、県と市町が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持に努めるとともに疾病の予防、検 査、治療等を包括的に行うことができる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

ア 健康相談等

自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健 所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。また、一時生活支援事業を実施する事業者は、健 康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医 療的な支援を行う。

> 福祉事務所では、ホームレスからの体調不良の訴えや検診等の健康相談に対して、 保健所や医療機関等の関係機関につなぐ等の必要な対応を行った。(地域福祉課)

ホームレスからの健康相談件数(延べ件数)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
49件	37件	34件	63件	27件

地域保健法に基づく保健所及び市町の業務のうち、必要に応じてホームレスへの健 康相談及び医療機関への受診指導等を実施した。(健康増進課)

神戸市では、健康に不安を抱えるホームレスに対して、健康相談や保健指導を実施 事業概要及び実績|し、必要な医療につなげている。(令和5年度嘱託医受診7人、うち入院となった人1

> 姫路市では、ホームレス支援団体と連携し必要に応じて健康相談を行っている。ま た、医療の必要な方については福祉事務所につなげて医療機関の受診を支援してい

尼崎市では、巡回訪問時に健康相談案内を配布し、必要に応じて対応している。

西宮市では、「健康・生活・就労相談」において保健師による健康相談を実施し、必要 な人には医療機関への受診につなげている。

イ ホームレスに対する心のケア

ホームレスは、路上(野宿)生活等により健康状態が良くない者も見受けられ、身体面はもちろん、精神面 においても対応が必要な場合があることから、健康相談だけでなく、特にホームレスに対する心のケアにつ いても県精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談事業の中に含めて行うとともに、医療機関 等への受診につなげるよう支援する。

福祉事務所において健康相談に応じているほか、こころの悩み等の相談は必要に応 事業概要及び実績 じて保健所等の専門相談機関等につないでいる(随時実施)。

ウ 結核にり患している者への対応

保健所は結核にり患しているホームレスに対して、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再 発や薬剤耐性化を防ぐために、福祉事務所等と連携し、訪問等による対面服薬指導等を実施する。

> 結核にり患しているホームレスに対して、服薬や医療の中断等の不完全な治療によ る結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、福祉事務所等と連携し、訪問等による対面服 薬指導等を実施した。(疾病対策課)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年末登録患者数	1,738 人	1,553 人	1,324 人	1,205 人	1,131 人
うちホームレス	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

政令中核市においても、疾病対策課同様、訪問等による受診指導や対面服薬指導 等を実施した。(疾病対策課)

神戸市では、各区保健福祉部が他部門と連携し、生活面・精神面も含めて包括的な 患者支援(DOTS)を行っている。病院と保健所、保健センターとのDOTSカンファレンス 事業概要及び実績を継続実施し、確かな情報のもとに退院後の地域DOTSへつないでいる。地域では DOTS事業として、委託看護師・薬剤師と保健師との連携で、服薬の確認のみならず長 期の療養を精神的に支え、治療継続支援を行っている。

> また、ホームレスを対象とした炊き出しの場やホームレス関連施設等において、結核 健診を実施している。

姫路市では、ホームレスが施設入所のために医療機関を受診し結核と診断された ケースは無かった。

尼崎市においては、令和元年に結核ハイリスク検診として、尼崎中央公園にて結核 検診(胸部X-P)を実施した。(実績 実施日令和元年10月31日、受診者 22人)

エ 医療の確保

ホームレスに対する医療の確保を図るため、保健所又は医師会等の関係団体等を通じ、医療機関へ受診についての協力を依頼するとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合は、生活保護を適用する。

また、無料低額診療事業(社会福祉法第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。)を行う施設の積極的な活用を図る。

ホームレスが医療を必要とする場合は、個別の状況に応じて生活保護法による医療 扶助等必要な保護を実施した。(地域福祉課)

区分	令和元	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来医療単給	17 人	6人	1人	4 人	3 人
入院	25 人	20 人	26 人	18 人	13 人

事業概要及び実績

県・神戸市・尼崎市のホームページにおいて、 医療費等に困窮するホームレスをは じめ経済的理由により適切な医療を受けられない者を対象とする無料低額診療事業 の実施機関を掲載して周知するほか、その受診を進めるなどして、活用を図っている。 (地域福祉課・神戸市・尼崎市)

医師会等の関係団体に対しては、医療懇談会等の機会に、生活保護における医療 扶助の説明を行うなどして、協力を依頼している。(地域福祉課)

評価・今後の方向性

ホームレスに対する保健及び医療の確保について、ホームレスの個々のニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核健診等の医療対策を引き続き実施していく。また、県と市町、保健・医療と福祉の連携、協力体制を強化していく。

(3) 安定した居住の場所の確保

ホームレス自立支援施策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、地域社会の中で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所を確保したホームレスに対して、就労の機会が確保されること等が必要である。

このためには、国・県・市町居住支援法人等が連携した上で、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅の入居支援や民間賃貸住宅の情報提供を行うことが重要である。

ア 公営住宅への入居支援

保護施設等の短期利用等において、自立した日常生活を営むことが可能と認められる者に対し、公営住宅の応募や入居手続きについて単身入居や優先入居等の制度を活用し、柔軟な対応を図る。入居に当たっては、保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住居への入居に支障が生じることがないよう配慮する。

ホームレスの安定した住居を確保するため、低廉な住宅の情報提供や、公営住宅の 入居基準を具備したホームレスに入居申請の指導等を行っている。(福祉事務所)

公営住宅においては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の施行に伴う公営住宅の入居取り扱いについて」(平成14年9月6日付け国住総第94号国土交通省住宅局総務課公営住宅管理対策官通知)で、自立支援センター等で支援を受け就労又は生活保護等により自立して生活することが可能となったホームレスのうち、入居資格を備えた者については、入居を認めることとしている。(公営住宅管理課)

事業概要及び実績

入居資格を備えた者については、福祉担当部局と住宅担当部局とが連携を図りながら、募集情報の提供を行うなどして公営住宅への入居支援に努めている。(地域福祉課、公営住宅管理課)

【生活保護を適用したホームレスの内、公営住宅への入居者数(延べ)】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人	1人	0 人	0人	1人

[※]施設等を経由している者を含む。

イ 一時的な住まいの確保支援

ホームレス状態を解消するための一時的な住まいの場を確保するに当たっては、NPO法人等との連携により、社会福祉法(昭和25年法律第45号)第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所等を提供するとともに、兵庫県無料低額宿泊所設置運営指導指針に基づき利用者の適切な処遇の確保を図る。

県は、居宅生活へ移行するまでの短期利用や日常生活訓練の場等である保護施設について、広域的な利用を図る観点から必要な措置を講じるとともに、一時生活支援事業が円滑に実施されるよう、必要に応じて広域的な調整を行う。

宿泊所に困窮しているホームレスには、一時宿泊施設(神戸市立更生援護相談所) における無料宿所を提供するほか、当面の日常生活に関する支援を行うため、生活困 窮者自立支援法に基づく「一時生活支援事業」を平成27年度から実施し、宿泊場所や 衣食の提供等を行った。(地域福祉課、神戸市)

神戸市立更生援護相談所月平均延べ宿泊者数(人/月)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
628 人	826 人	773 人	740 人	874 人	
一件上注字使事業利用此粉					

一時生活支援事業利用件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
129件	131件	96件	84件	68件

高齢や疾病等の理由により自立能力に乏しいホームレスに対しては、救護施設や老 人ホームなどの社会福祉施設の活用により支援した。

生活保護施設は、救護施設が県内に9施設開設されている。

生活保護を適用したホームレスのうち救護施設(県内9施設)ほか社会福祉施設入所者(延べ)

事業概要及び実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
24 人	17 人	23 人	27 人	21 人

NPO法人との協働と生活保護制度の運用により、ホームレスの住まいの確保対策を推進した。

NPO法人による無料低額宿泊施設設置状況(令和6年11月1日現在)

神戸市 1施設 定員 105人、尼崎市 3施設 定員 179人

西宮市 2施設 定員 52人

[無料低額宿泊所の入退所状況等](人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所者数	147	119	121	121	161
退所者数	128	110	121	113	173
(退所理由)					
民間·公営住宅等	45	57	42	46	71
入院•施設入所	11	6	6	13	18
死亡	7	3	7	4	13
強制退去	0	0	1	0	0
申請前·申請中退去	5	3	4	6	5
無断外泊	30	22	23	25	31
その他	30	19	38	27	35

帰来先、住所を有しないホームレス自身の意思確認のうえ、神戸市立更生センター 兵庫県女性家庭センター等必要な施設の利用を図り自立助長を促進した。

神戸市立更生センター入所者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40 人	28 人	26 人	26 人	16 人

※改修のため令和5年7月より新規利用者の受け入れを中止していた が、令和6年12月より受け入れを再開している。

県女性家庭センター入所者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
16 人	17 人	20 人	8 人	11 人

生活困窮者に対して、必要な情報の提供及び助言を行う自立相談支援事業や住居 の確保を支援する住居確保給付金の支給、就労に必要な知識及び能力向上のため の訓練を行う就労準備支援事業や就労訓練事業、一時的な宿泊場所を提供する一時 生活支援事業を実施した。(地域福祉課)

相談者数等

		•				
区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規相	談件数	9078件	40923件	25675 件	14379件	10614件
住居確何	呆給付金	223件	996件	2409件	924件	434件
就労準備	支援事業	210件	134件	169件	200件	234件
一時生活	支援事業	260件	264件	191件	160件	139件

ウ 民間賃貸住宅の活用

ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に 際して必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、 居住支援協議会の設立の促進等を通じ、民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その 他福祉部局との連携を推進する。

> 平成16年1月に、兵庫県宅地建物取引業協会に対して法の趣旨、計画の内容を説 明した。(地域福祉課)

生活保護開始時において居宅生活が可能と判断された者で敷金等を必要とする者 については敷金等を支給し、民間住宅を確保するとともに。保証料及び火災保険料に ついても敷金限度額の範囲内で支給を行っている。(福祉事務所)

生活保護担当者への研修等においてホームレス等の生活保護の適用等の説明を適 宜、実施している。(地域福祉課)

民間賃貸住宅における入居制限を受けやすい世帯や、被災や離職に伴い住宅を失 う者など一時的に住宅に困窮する者の居住の安定を図るため、住まいサポートセン 事業概要及び実績ターでの住まいに関する情報提供を行っている。(住宅政策課)

住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者等、住宅の確保に特に配慮を要す る者)の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、不動産関係 団体等からなるひょうご住まいづくり協議会居住支援委員会(事務局:兵庫県住宅建築 総合センタ一)を設置し、構成団体間での情報共有、連携を進めている。(住宅政策課)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(改正施行:平成 29年10月25日)に定める、要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅(32,361戸: 令和6年12月1日現在)や要配慮者への情報提供・相談や見守りなどを行う居住支援 法人(60法人:令和6年12月1日現在)による住まいの確保などの支援を行っている。 (住宅政策課)

エ 社会福祉各法に法的位置づけのない住宅への対応

生活保護担当部局と施設担当部局とが情報交換するなど連携し、社会福祉各法に規定する施設である 場合は届出を勧奨する。

また、居住環境(建物構造、専有面積等)や施設における処遇(書面による利用料契約や金銭管理契約) を確認することによって、居住環境が著しく劣悪な状態であると確認された場合は、より適切な他の民間賃 貸住宅・施設等への転居を促す。

被保護者の安定した住環境での自立支援を進め、生活保護の適正な運用を図るた め、福祉事務所長あてに「貧困ビジネスと疑われる案件への対策について」(平成22年 事業概要及び実績|9月24日、24年2月15日付兵庫県健康福祉部社会福祉局社会援護課長通知)を発出 し、法的位置付けのない施設の運営事業者に対して届出の勧奨及び実態確認、契約 内容の確認を行うなど、指導を強化している。(地域福祉課)

オ 住宅を喪失したあるいは喪失するおそれのある者に対する支援

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのあ る者については、新たな就業機会の確保に向けた支援として、困窮者支援法による、離職により住宅を 失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し家賃相当を支給する住居確保給付金、生活福祉資金(総 合支援資金)貸付といった事業を活用し、福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会がそれぞれ連 携して対応し、ホームレスとなることを防止する。

> 平成27年12月から、雇用対策の補完として、住宅を喪失した者又は喪失するおそれ のある者のうち就職活動を行う離職者に対し住宅支援給付を行う「住居確保給付金事 業」を実施している。(地域福祉課)

住居確保給付金支給決定件数(延べ)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
223件	996件	2409件	924件	434件

※住宅手当緊急特別措置事業については、平成27年12月で終了

事業概要及び実績

兵庫県社会福祉協議会において、平成21年10月から「生活福祉資金(総合支援資 金)」を実施し、失業などにより日常生活全般に困難を抱えている人を対象に、社協や ハローワークなどによる支援を行いながら生活資金等を貸し付けることにより、生活の 立て直しや経済的自立を支援している。(地域福祉課)

生活福祉資金(総合支援資金)貸付実績

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	19	14	2	6	10
金額(千円)	5,140	5,358	610	2,370	3,027

カ 地域生活の継続に必要な支援

地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活 支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業(地域居住支援事業)や、住 宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に定めるセーフ ティネット住宅や居住支援法人が行う入居相談・援助や生活支援等による住居の確保と地域生活の継続 に必要な支援を実施する。

あわせて、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうち、シェルター事業の実施を前提とし ていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする運用見直しを行い、居住支援の強化を図る。

住居を喪失又はそのおそれのある生活困窮者等を対象に、賃貸住宅等への入居に かかる支援として、地域居住支援事業を実施している。居住支援法人等と連携して賃 貸借契約に関する助言・同行支援等により住まいを確保し、入居後の見守り支援等も 事業概要及び実績(行っている。県下未実施の自治体に対しては、連絡調整会議を通じて実施を働きかけ ている。(地域福祉課)

> 公営住宅への入居について、単身入居や優先入居の制度の活用等について、引き 続き、配慮するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居等を推進する。

また、簡易宿泊施設、生活保護法の救護施設・更生施設、無料低額宿泊所等を活用 するほか、生活困窮者自立支援法による一時生活支援事業の利用を促し、一時的な 住まいの確保支援に努めていく。

生活保護制度とNPO法人との協働による無料低額宿泊所での住まいの確保につい ては、常に定員に近い入所者を抱える状況にあることから、就労を支援するなどにより 居宅生活への移行を支援していく。

保護施設の救護施設についても、施設入所を必要とする者全体の状況を踏まえて検 討していく。

評価・今後の方向性

法的位置づけのない無届施設に入居する生活保護受給者についても、その実態把 握と適正な保護の実施に努めていく必要がある。

生活保護法による居宅確保について、関係団体とも連携しながら、要保護者の状況 に応じてなされるよう努める。

ホームレスになるおそれのある者に対しては、生活困窮者自立支援法による住居確 保給付金を活用し、引き続き住居の確保を支援していく。

また、生活困窮者自立支援法による地域居住支援事業や、住宅確保要配慮者に対 する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に定めるセーフ ティネット住宅や居住支援法人が行う入居相談・援助や生活支援等により、住居の確 保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(4) 就業の機会の確保

就業による自立を図るためには、自らの意思による自立を基本として、個々の就業ニーズや職業能力に応じ た対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、県・市町は、安定した住まいを確保するととも に、公共職業安定所やホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人情報の提供や 職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、直ちに常用雇用による自立が困難又は若年層の ホームレスに対しては、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用を促し、地域の実情に応じた施策を講じて いくことが必要である。

ア 事業主等に対する啓発

ホームレスの雇用の促進を図るために、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必

このため、公共職業安定所、県・市町は、連携して事業主等に対する啓発や関係職員に対してホームレ スに関する問題についての研修を行うとともに、求人登録等の業務において十分な配慮に努める。

> 県産業労働部としては、県内主要経済団体に対し、雇用の維持安定、多様な人材活 用の拡大の要請を行っている。(労政福祉課)

公共職業安定所では、職員、求人者支援員等により、雇い入れに係る助成金制度の 事業概要及び実績|周知等を通じてホームレスを含む求職者のニーズに基づいた質・量の両面にわたる求 人の確保に取り組んだ。(兵庫労働局)

新規求人数(人・月平均)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
33,517	26,812	28,235	29,794	28,837

イ 求人情報の収集、提供等

就業の機会を確保するためには、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集

このため、公共職業安定所は、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓を図るとともに、市町は、 保護施設等に入居中の者や公営・民間住宅へ移行した者について、公共職業安定所と連携したきめ細か な職業相談等を実施する。

また、保護施設等に入所中の者や公営・民間住宅へ入居した者の早期就労の実現や雇用機会の確保を 図るために、事業所での一定期間のトライアル雇用(試行雇用)の積極的な活用により、新たな職場への 円滑な適応の促進を図る。

> 早期再就職を希望する就職意欲の高い者に対し、各種支援メニューを活用し、職業 相談から職業紹介まで一貫した就職支援を実施した。

> また、職員、求人者支援員の活用による個々の求職者ニーズを踏まえた求人開拓を 実施した。(兵庫労働局)

新規求人数(人・月平均)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
33,517	26,812	28,235	29,794	28,837

高年齢者・障害者等就職が特に困難な者を公共職業安定所の紹介により、継続して 雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、厚生労働大臣が定める方法により算 定した額を助成する制度の積極的な活用により、離職者の雇用の確保・再就職の促 進に努めた。(兵庫労働局)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定対象者数(人)	5,615	6,014	5,667	5,244	5,468
支給決定金額(千円)	1,537,888	1,678,121	1,563,967	1,416,108	1,437,685

更生施設、簡易宿泊施設、無料低額宿泊所等では、利用者に対して求人情報の提 供を行っている。また、施設において相談会を開催するなど、公共職業安定所と福祉 事務所とが連携して施設入所者や居宅生活者に対して就労支援を行っている(生活保 事業概要及び実績を選受給者等就労支援事業等の活用)。

さらに、施設入所者や居宅生活者に対して福祉事務所のケースワーカーや就労支援 員等による就労支援を行っている。(地域福祉課、福祉事務所、兵庫労働局、民間団 体)

国・県ではホームページにおいて雇用関連情報の提供を行っている。(兵庫労働局、 労政福祉課)

神戸市では、区役所に設置されたハローワークの職業相談、職業紹介の事業「ワー クサポート(区名)」と各福祉事務所が連携を図り、求職活動中の生活困窮者等が早期 に就労できるよう支援を行っている。

県では、経済・雇用情勢の急激な変化に対応し、県民生活の安定確保を図るため、 緊急・一時的な雇用・就業機会の場を創出する「緊急対応型雇用創出事業」を実施し、 迅速かつ機動的に緊急・経済雇用対策を推進した(令和4年度で終了)。(労政福祉

ひょうご・しごと情報広場において、就職支援セミナーなどを開催している。(労政福 祉課)

職業経験、技能、知識等から就職の困難な者を一定期間試用雇用することにより、 その適性や業務遂行の可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進するこ と等を通じてこれらの者の早期再就職の実施や雇用機会の創出をはかった。(兵庫労 働局)

ウ 技能講習や職業訓練による職業能力の開発、向上

就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの希望を踏まえた職業能力の開発及び 向上を図ることが重要であり、技能の習得や資格の取得等により就業機会を増大させ、安定雇用に資する ことを目的とした技能講習や職業訓練の活用により、職業能力の開発及び向上を図る。

> 生活困窮者に対して、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労準備 支援事業や就労訓練事業を実施した。(地域福祉課)

就労準備支援事業利用者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
210件	134件	169件	200件	234件

離職者の就職促進を図るため、県立職業能力開発施設等において民間の教育訓練施設等に委託するなどして就職に必要な知識、技能を付与する短期間の職業訓練等を実施した。(情報通信・経理事務関連コース等)(能力開発課)

事業概要及び実績

Ī	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	定員(人)	3,036	3,090	3,049	3,209	3,137
	修了(人)	2,346	2,357	2,230	2,647	2,541

45歳以上の失業者等の職場適応を容易にするため、事業主に訓練を委託する職場 適応訓練制度の活用を図るとともに、雇い入れや作業施設等の改善を行う事業主に 対して、各種助成金制度を効果的に活用し、中高齢者の雇用の促進を図った。(兵庫 労働局)

雇用調整により離職を余儀なくされた、非正規労働者等で雇用保険が受給できない 者に対し、職業訓練、再就職、生活への支援を行った。

(実施内容)求職者支援訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給(月額10万円:通 所手当(上限あり))、求職者支援資金融資(月額5万円(上限)または10万円(上限)× 受講予定訓練月数)(兵庫労働局)

エ 民間団体との連携

関係機関は、ホームレスの就業の機会を確保するために、民間支援団体の実施する就労支援を目的と した事業等を積極的に活用するとともに、求人情報の提供や技能講習等の実施に当たっても連携を図るよ う努める。

NPO法人が運営する無料低額宿泊所において、福祉事務所、ハローワークと連携し、求人情報の掲示、入所者の状況に応じた就職活動の支援(履歴書の記入指導、面接指導、スーツの貸出等)を行っている。(地域福祉課)

事業概要及び実績

県内無料低額宿泊所就労支援実績(人)

区分	\	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労支援	者数	248	232	224	200	295
就職者	数	72	80	64	72	65

オ 常用雇用による自立が困難なホームレスに対する支援

直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、県及び市町とNPO法人、社会福祉法人等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要であり、例えば、困窮者支援法に規定する就労準備支援事業を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、困窮者支援法に規定する生活困窮者就労訓練事業の利用を促し、一般就労をする前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。

生活困窮者に対して、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労準備 支援事業や就労訓練事業を実施した。(地域福祉課)

事業概要及び実績

就労準備支援事業利用者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
210件	134件	169件	200件	234件

カ 若年層のホームレスに対する支援

若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難 しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO法人等と連携しながら、就労訓練事業の場 の推進・充実を図る。

事業概要及び実績

生活困窮者に対して、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労準 備支援事業や就労訓練事業を実施した。(地域福祉課)

就労準備支援事業利用者数

令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 210件 134件 169件 200件 234件

評価・今後の方向性

生活困窮者自立支援法による就労準備支援事業、就労訓練事業を実施したほか、 兵庫労働局においても、求職者支援制度による訓練への適切な誘導や給付金の給 付、長期失業者等支援事業といった雇用対策を行った。

引き続き、関係機関との連携を図り、情報提供や事業主への理解促進に努め、ホー ムレスへの就業の機会の確保に努める。

(5) 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助

ホームレスの中には、長期の路上(野宿)生活により、栄養状態や健康状態が良くない者が存在し、こうし た者に対しては、次の事項に留意して、医療機関への入院等の対応を緊急に講じることが必要となってく る。

(ア)病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、医 療機関等との連絡体制を整えるなど連携を図ることにより、早急に実態を把握した上で、生活保護による 適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後、再び路上(野宿)生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して自立を総合的 に支援する。

- (イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、日常生活 支援住居施設、無料低額宿泊事業を行う施設等を活用して適切な支援を行う。
- (ウ) 福祉事務所や各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレス の早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な 対応を講じる。

生活に困窮するホームレスに対し、その者の申請に基づき生活保護を適用し、必要 な各扶助を行っている。(地域福祉課)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来医療単給(人)	17	6	1	4	3
入院(人)	25	20	26	18	13
施設入所(人)	22	13	18	18	16
居宅保護(人)	227	230	142	165	157
生活保護適用数計	291	269	187	205	189

一時的な住まいの場として保護施設(救護施設、更生施設)、無料低額宿泊所等を 活用した。また、当面の日常生活に関する支援を行うため、生活困窮者支援法に基づ く「一時生活支援事業」を平成27年度から実施し、宿泊場所や衣食の提供等を行った。 事業概要及び実績 (地域福祉課)

一時生活支援事業利用件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
260件	264件	191件	160件	139件

福祉事務所等で実施する巡回相談等により、ホームレスの早期発見に努め、緊急に対応が必要な場合には医療機関への入院などの対応を随時、講じている(地域福祉課)

一部の市においては、生活困窮者に対して金銭の支給・貸付や食料の支給等を実施しているところもある。

イ 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや、稼働能力があることをもって保護の要件に欠けるというものではない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

県においては、実施責任等で福祉事務所間に不整合がでないよう調整を行うとともに、福祉事務所等保護の実施機関においては、ホームレスに対する生活保護の適用について、具体的な取扱いを定めた「ホームレスに対する生活保護の適用について」(平成15年7月31日付社援保発第0731001号通知)、「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(平成21年3月18日付社援保発第0318001号通知)及び「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について」(平成21年12月25日付社援保発第1225第1号通知)を踏まえ、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた適正な保護を実施する。

- (ア) ホームレスの抱える問題・状況(精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。
- (イ) ホームレスの状況(日常生活管理能力、金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。
- (ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援 や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

生活に困窮するホームレスに対して、その者の申請に基づいて生活保護を適用し、 必要な各扶助を行っている。(地域福祉課)

「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(平成21年3月18日付け社援保発第0318001号通知)及び「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について」(平成21年12月25日付け社援保発第1225第1号通知)に基づいて、失業等により生活に困窮する方々の支援に当たっては、ハローワーク等の関係行政機関やホームレス支援を行うNPO法人等の民間団体と連携を図り、速やかな保護決定、住まいを失った申請者等に対する居宅の確保支援など、効果的で実効ある生活保護制度の運用を行うよう、指導している。(地域福祉課)

事業概要及び実績

保護の実施機関においては、相談者の意に反して他の自治体への移動を勧める行為は認められないものであり、相談を受けた現在地の実施機関が医療機関の受診を含め、必要な支援を行うよう指導している。(地域福祉課)

県下の福祉事務所では、組織として自立支援プログラムに取り組むことにより被保護者の自立(就労自立・日常生活自立・社会生活自立)を支援しており、元ホームレスに対しても、本プログラムを適用し、必要な支援を組織的に実施している。特に、就労可能な人については公共職業安定所と連携した「生活保護受給者等就労支援事業」や福祉事務所のケースワーカー、就労支援員による就労支援を行っている。(地域福祉課)

尼崎市では、元ホームレス等居宅のない者が居宅を設定した場合に日常生活を円滑に営むことができるようにするための自立生活支援事業プログラムを実施している。 (令和5年度、対象者数192人、訪問回数406回(関係先訪問含む))

ホームレスに対する生活保護の適用については、一定の成果をあげており、引き続 き適切な適用を行う。

評価・今後の方向性

失業等により生活に困窮する方々の支援に当たっては、引き続きハローワーク等の 関係行政機関やホームレス支援を行うNPO法人等の民間団体と連携を図り、速やか な保護決定、住まいを失った申請者等に対する居宅の確保支援など、効果的で実効 ある生活保護制度の運用に努めていく。

(6) ホームレスの人権の擁護

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護に ついては、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要であ る。

ア 啓発活動等の実施

ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重の理念に関する理解を深め、人権尊重の意 識を高めるための啓発広報活動を実施するとともに、学校教育の場においても、児童生徒の発達段階や 地域の実情を考慮しながら、人権教育を通じてホームレスに対する偏見や差別的意識の解消に取り組む。

> 人権尊重の理念について、県民の理解を深めるため、「兵庫県人権教育及び啓発に 関する総合推進指針」に基づき、啓発活動に取り組んでいる。

> ホームレスの人権については、同指針において人権課題のひとつとして位置づけら れており、県民すべてが人権を尊重し合う共生社会の実現を目指すなかで、尊重され るべきものと考え、このため、人権総合情報誌「きずな」において、ホームレス支援団体 の活動状況や学識者による寄稿などホームレス問題への理解を深める記事を掲載す るなど、啓発に努めてきた。

> さらに、「人権啓発フェスティバル」の開催をはじめ、人権啓発ラジオ広告の放送や新 聞広告等多様な媒体を活用した啓発活動を実施し、県民の人権尊重意識の高揚を 図っている。(県民生活部総務課人権推進室)

平成13年に策定し、平成28年に改訂した「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推 進指針」においてホームレスの人たちを人権にかかる課題と位置づけており、学校で の人権教育を推進している。特に、姫路市内のホームレス殺傷事件(平成17年10月) 以後、県教育委員会として事業説明会、市町組合教育委員会指導主事等研修、県立 学校及び小・中・特別支援学校管理職研修、県立学校及び小・中・特別支援学校人権 事業概要及び実績|教育担当教員研修等で関係資料を配布し、ホームレスの人権に関する問題や「命の 大切さ」を実感させる教育について指導の充実を図っている。また、学校における人権 教育については、令和2年に高校生用人権教育資料「HUMAN RIGHTS」、令和3年・令 和4年に小学生用人権教育資料「ほほえみ」、令和5年に中学生用人権教育資料「きら めき」の人権教育資料を改訂し、人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を 基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力の 育成を図っている。(人権教育課)

> 神戸市では、様々な人権課題を掲載した啓発冊子の作成・配布を行い、ホームレス に対する人権意識の向上を図っている。また、各学校では「人権教育ハンドブック」や 「あすへの飛翔」の活用を図りながら、子供たちが人権課題についての関心と理解を 深めながら、一人一人の人権感覚を育成する教育の推進を図っている。

尼崎市では、年1回実施する人権のつどいにおいて来場者にチラシを配布し、ホーム レスに関する啓発活動を行った。

イ 相談と事案の適切な解決

人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知 した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

毎年、人権にかかわる問題事案の調査を各学校に対して行い、当該市町組合教育 委員会や県立学校等と連携し、適宜指導を行っている。ホームレスの人権に関する問 題事案の報告はないが、姫路市内で発生したホームレス殺傷事件(平成17年10月)以 後、県教育委員会として事業説明会、市町組合教育委員会指導主事等研修、県立学 校及び小・中・特別支援学校管理職研修、県立学校及び小・中・特別支援学校人権教 育担当教員研修等で関係資料を配布し、ホームレスの人権に関する問題や「命の大 事業概要及び実績切さ」を実感させる教育について指導の充実を図っている。(人権教育課)

神戸市において、特別街頭補導や広域街頭補導を実施し、子どもたちの遊び場、た まり場を重点的に巡視し、実態把握に努めている。また、補導活動を通じ問題行動の 未然防止や、学校がホームレスとのトラブルを認知した場合は、子どもたちへの指導を 通して再発防止に努めている。

ウ 施設における人権の尊重

ホームレスが入居または利用する施設においては、入居者等の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮す るよう努める。

> 無料低額宿泊所については、平成16年4月に「兵庫県無料低額宿泊所設置運営指 導指針」を策定し、この指針に基づき適切な設備(1世帯1居室の確保、プライバシー の配慮等)や運営(苦情に対応する窓口及び責任者の明確化等)について指導を行っ ている。(地域福祉課)

救護施設においては、生活保護法第39条による「救護施設、更生施設、授産施設及 び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」(昭和41年7月1日付け厚生省 事業概要及び実績|令第18号)、同法第46条による「生活保護法による保護施設の管理規程について」(昭 和32年3月30日付社発第254号通知)に基づき、人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮 した適切な運営がなされるよう指導を行っている。(地域福祉課)

> 神戸市の更生援護相談所等においては、各職員が、ホームレスが抱える問題を理解 することを基盤として、利用者の人権の尊重に配慮しながら、個々人の生活・健康・福 祉制度等各種相談に対応している。

評価・今後の方向性

引き続き、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の観点から、地域住民等のホー ムレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重の理念に関する理解を深め、人 権尊重の意識を高めるための啓発広報活動を実施する。

(7) 地域における生活環境の改善

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすること によりその適正な利用が妨げられているときは、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関 する施策との連携を図りつつ、当該施設の適正な利用を確保するために、ホームレスの人権に十分配慮しつ つ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善に努める。

ア 施設の適正利用の確保

施設内の巡視、当該施設を占拠する者に対する物件の撤去指導等を適宜行う。

増水時の危険性や、迷惑行為の禁止等、河川の一般的な適正利用の周知を図って いる。(随時)(河川整備課)

県立都市公園では、園内巡視等の際に、必要に応じて施設を占拠しているホームレ スに対して、口頭により公園利用者の迷惑になる占拠をしないよう指導しているほか、 事業概要及び実績相談、保護等の対応が必要と判断されるケースについては、福祉事務所や支援団体 等に連絡をとるなどの支援を行うこととしている。(公園緑地課)

> また、各市では、公園、道路等の安全確保のため随時巡視を行っており、ホームレス の居住が確認された場合には福祉部局と連携して自立支援を行っている。

イ 施設管理者による監督処分

必要と認める場合には、法令の規定に基づき、施設からの退去・移動の監督処分の措置をとる。

河川パトロールを通じ、ホームレス事案の把握をはかり、河川を不法占用し、治水上 事業概要及び実績|の支障や、増水時の危険が予測される場合には、福祉関連部局に通報する等により、 自立支援を促している。(随時)(河川整備課)

ウ 放棄物等の処理

公共の用に供する施設及び場所に、ホームレスが起居等に使用していたことによる放棄物又は不要と なった生活用品等の残存物が存在し、当該ホームレスがこれを自主撤去できないときは、当該施設管理者 は適正な利用を確保するために、また、当該起居後に新たなホームレスが起居の場所とすることのないよ う、関係機関とも連携をとりながら放棄物及び残存物の処理を行う。

> 基本的に自主撤去を促すが、自主撤去ができない場合や所有者不明の場合は随時 処分する。

事業概要及び実績

持ち主がいないと思われる放棄物及び残存物があるときは、張り紙等により撤去を 促した後、一定期間後に処分を行うなどの対応を随時、行っている。

エ 災害時の適切な措置

洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調 整し、安全の確保に配慮して対応する。

事業概要及び実績

災害時のホームレスの方々への支援については、「被災した生活困窮者に対する支 援等に関する協力依頼について」(令和元年10月15日付厚生労働省社会・援護局地 域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)にもあるように、一時生活支援事業等の 実施等により、適切に対応していくことになっている。

西宮市、尼崎市では、台風等が予報され洪水等が予測される際には、パトロールを 通じて対象となるホームレスに対して注意喚起を実施し、福祉関連部局と連携すること により、安全確保に配慮している。(随時)

評価・今後の方向性

引き続き、公共施設の適正な利用を確保するとともに、地域における安全の確保、 ホームレスの被害防止を図っていく。

河川や公園、道路等を不当に占拠しているホームレスについて、福祉部局や警察 等、関係部局と連携して随時撤去指導を行っていく。

(8) 地域における安全の確保等

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、県・市町等の関係機関と の緊密な連携の下にホームレスの人権に十分に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活 動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア 事件等の防止活動の推進

地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進するとと もに、警戒活動を強化して再発防止に努める。

各警察署においては、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域社会の理解と協力を得 事業概要及び実績つつ、関係機関との連携の下に、地域安全活動等の諸活動を通じて、適切な保護活 動を推進した。(県警本部生活安全企画課)

イ 緊急に保護を必要とすると認められる者への適切な対応

緊急に保護が必要と認められる者については、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づ き、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

なお、関係機関は、休日・夜間等の緊急時においても、適切な対応ができるよう、連絡体制の整備を図 る。

事業概要及び実績

神戸市立更生援護相談所や県女性家庭センターにおいて休日・夜間の緊急対応を 行っている。(神戸市、県女性家庭センター)

生活保護の実施機関に対して、毎年、年末年始の閉庁期間における連絡体制の確 認などの対応について周知を行っている。(地域福祉課)

評価・今後の方向性

引き続き、各警察署において、ホームレスの地域における安全の確保、被害防止へ の取組を行う。

また、緊急に保護を必要と認められる者への対応については、関係機関へ円滑な引 継ぎを行うため、夜間・休日の連絡体制の構築を働きかけるなど、今後、警察と関係機 関が連携して適切に保護が図れるように取組を推進する。

(9) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携・協力が不可欠である。特にNPO法人、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 民間団体との連携

県及び市町は、ホームレスと身近に接することの多い、民間団体等との定期的な情報交換や意見交換を 行う。

また、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策や取組みについて情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの各種の要望に対する行政担当者や専門家による協議を行うなど各種の支援を行う。

兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会へのNPO法人の参画を得て定期的な情報交換や意見交換を行っている。また、実施方針の見直しに当たり、民間団体からの意見聴取を行っている。(地域福祉課)

県では、無料低額宿泊所を居住地のないホームレスの居所として生活保護を適用する場合に、無料低額宿泊所を運営するNPO法人と十分な連携を図るものとし、無料低額宿泊所入居者に対し市(指定都市・中核市を除く。)が支給する生活保護費について、入居から3ヶ月間は県費負担対象(現在地保護)とする特例を講じている。(地域福祉課)

事業概要及び実績を注課)

年末・年始等の長期連休中も支援を必要とする方に適切に支援が行われるよう、行 政機関等の休業期間に生活困窮者支援団体等が各地域で実施する宿泊場所や食事 の提供等の支援活動について、情報提供している。(地域福祉課)

神戸市、姫路市、尼崎市では、それぞれの市が実施する生活相談、民間団体が実施する炊き出し等において、行政機関と民間団体とが連携してホームレスの自立支援に当たっている。

イ 民間団体の積極的な活用

ホームレスの自立支援を主な活動内容とする民間団体に対し、県及び市町が行う各種の施策の委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会へのNPO法人の参画を得て定期的な情報交換や意見交換を行っている。(地域福祉課)

事業概要及び実績

県では、無料低額宿泊所を居住地のないホームレスの居所として生活保護を適用する場合に、無料低額宿泊所を運営するNPO法人と十分な連携を図るものとし、無料低額宿泊所入居者に対し市(指定都市・中核市を除く。)が支給する生活保護費について、入居から3ヶ月間は県費負担対象(現在地保護)とする特例を講じている。(地域福祉課)

神戸市、姫路市、尼崎市では、それぞれの市が実施する生活相談、民間団体が実施する炊き出し等において、行政機関と民間団体とが連携してホームレスの自立支援に 当たっている。

評価・今後の方向性

民間団体はホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、 個々の事情に対応したきめ細やかな支援活動において重要な役割を果たしていること から、今後も引き続き民間団体との連携を行っていく。

(10) 貧困ビジネスへの対応

昨今、ホームレスをはじめとした生活困窮者の弱みにつけ込み不当な利益を上げる「貧困ビジネス」の問題が指摘されている。

社会福祉法に基づく無料低額宿泊施設等(未届施設を含む)についても、施設によっては、本人の意向に反して過大に費用徴収されているのではないかといった問題が指摘されている。

県内においては、国の「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」、自治体の無料低額宿泊所設置指導要綱等に基づき、入居時の費用負担等についての明確化を促していく。

被保護者の安定した住環境での自立支援を進め、生活保護の適正な運用を図るため、福祉事務所長あてに「貧困ビジネスと疑われる案件への対策について」(平成22年9月24日、24年2月15日付兵庫県健康福祉部社会福祉局社会援護課長通知)を発出し、法的位置付けのない施設の運営事業者に対して届出の勧奨及び実態確認、契約内容の確認を行うなど、指導を強化している。(地域福祉課)

事業概要及び実績

平成21年に実施された国の無料低額宿泊事業を行う施設の状況及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設に関する調査の結果を踏まえ、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」(平成21年10月20日付け社援保発第1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づいて、県内の該当施設に対する訪問調査の徹底、未届施設に関する関係部局との連携等の必要な対応を行っている。(福祉事務所)

平成30年に社会福祉法が改正され、無料低額宿泊所の法令上の規制が強化されたことを踏まえ、令和2年4月には、厚生労働省令及び県、政令・中核市において無料低額宿泊所の基準を定める条例が施行された。(地域福祉課)

評価・今後の方向性

引き続き、無料低額宿泊施設等の健全な運営が図られるよう、施設設置者に対して必要な指導を行うとともに、法的位置付けのない施設に対して、施設の運営事業者に対する届出の勧奨や実態確認等の指導を行っていく必要がある。

(11) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

ア 地域福祉の推進

核家族化の定着や地域住民の相互のつながりの希薄化から、家族の扶養機能や地域の支援機能等が低下している中で、失業等に直面した場合に、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという社会的孤立の問題が背景にある。

このようなことから、ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上(野宿)生活を脱却したホームレスが再度路上(野宿)生活になることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを推進する必要がある。このため、社会福祉法に規定する重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うことにより、居住に関する課題にも対応する。

令和5年度に、第4期地域福祉支援計画の計画期間(平成31~令和5年度)の到来をうけて、各市町が取り組む地域福祉推進のガイドラインとするとともに、さまざまな地域福祉の担い手の取り組みや役割を示すために計画を改定した。これを受けて、県内市町においても38市町が地域福祉計画を策定している。(令和6年3月末現在)

事業概要及び実績

県では、県社会福祉協議会が行うボランティア活動事業への支援等により、NPO法人や地域住民等のボランティア活動の振興を図っている。

また、新任の民生委員・児童委員を対象とした新任研修、2期目以上の民生委員・児童委員を対象とした中堅研修を実施し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行う「福祉サービス利用援助事業」を推進した。(地域福祉課)

イ 若年層に対するキャリア教育の推進

小・中・高それぞれの発達段階で、兵庫型「体験教育」と関連づけながら、系統的なキャリア教育を展開 し、児童・生徒一人一人が、志をもって自らの未来を切り拓くために必要な人間形成・社会形成能力、課題 対応能力、キャリアプランニング能力、自己理解・自己管理能力を育む教育を推進する。

将来、社会の中で自立するために必要な能力を育成するため、「小・中・高12年間を 事業概要及び実績 繋ぐキャリア教育充実事業」等を実施した。(教育委員会事務局総務課)

評価・今後の方向性

新たなホームレスや自立した者の再ホームレス化を防止するため、引き続き、関係 機関や支援団体との連携を深めつつ、小・中・高校段階でのキャリア教育の更なる充 実を図っていく。